

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則等の改正について

1 改正の背景

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第33号）により、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和61年法律第66号）が一部改正され、令和4年11月1日から、弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律事務を行うことを目的とする法人である弁護士・外国法事務弁護士共同法人の設立が可能になる。

上記改正に併せて鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号。以下「土地利用調整法」という。）及び公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）の一部改正が行われ、令和4年11月1日以降、土地利用調整法に基づき行われる裁定手続及び公害紛争処理法に基づき行われる公害紛争処理手続において、弁護士・外国法事務弁護士共同法人を調停委員会等の承認なしに代理人とすることが新たに認められることとなった。

2 改正の内容

○鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和26年土地調整委員会規則第2号）の一部改正

公害等調整委員会が行う不服裁定手続において、弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度の導入に伴い、所要の改正を行う。

○公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号）の一部改正

公害等調整委員会が行う公害紛争処理手続において、弁護士・外国法事務弁護士共同法人を代理人とする場合に必要な委任状の記載事項及び届出事項として弁護士法人の場合と同様のものを求めることを規定する。

○公害紛争処理法施行規則（昭和47年総理府令第47号）の一部改正

都道府県公害審査会等が行う公害紛争処理手続において、弁護士・外国法事務弁護士共同法人を代理人とする場合に必要な委任状の記載事項及び届出事項として弁護士法人の場合と同様のものを求めることを規定するほか用語の技術的な改正を行う。

3 公布日・施行日（予定）

○令和4年11月1日（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日）